

資料 2

建築・都市整備・道路委員会
令和 6 年 5 月 29 日
道 路 局

市第 17 号議案 令和 6 年度 横浜市一般会計補正予算 (第 1 号) (関係部分) の概要

末吉橋架替工事について、当初想定になかった河川内地中障害物の存在が明らかとなり、今後の施工において対策を講じる必要があることから、債務負担行為を補正します。

1 債務負担行為補正 (予算外義務負担の追加)

事項	期間	限度額
末吉橋架替下部工事請負契約 (令和 6 年度)	令和 7 年度から 令和 10 年度まで	950 百万円

※参考：既設定の債務負担行為

期 間：令和元年度から令和 10 年度まで

限度額：6,200 百万円 (今回追加後の限度額：7,150 百万円)

【設定理由】

鶴見川で施工中の末吉橋架替工事 (下部工) において、河川内の橋脚新設にあたり支障となる地中障害物への対策が必要となったことから、「障害物撤去工の追加」及び「橋脚基礎杭の打設工法の変更」を行います。

工事全体の完了時期に遅れが生じないように迅速に対策を講じ、令和 6 年度の非出水期 (11 月～5 月) から施工します。

なお、令和 6 年第 3 回市会定例会に、「末吉橋 (鶴見川) 架替工事 (下部工) 請負契約の変更」議案を提出する予定です。